

試料採取等区画の設定方法：「土壤汚染対策法に基づく調査及び処置の技術的手法の解説」を以下引用

調査対象地の最北端の地点（複数ある場合は最も東にある地点）を起点として定める
 起点から、東西方向および南北方向に 10m 間隔で引いた線により格子状に調査対象地を区画（単位区画）する（図 1 参照）

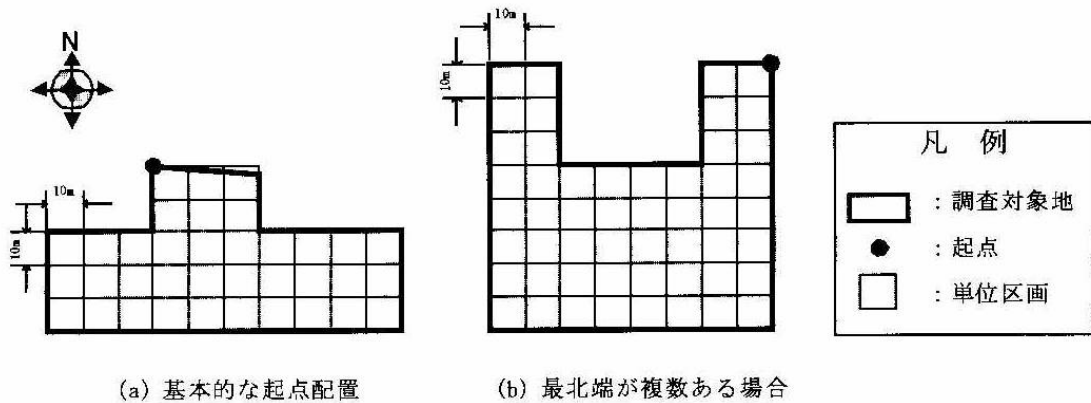


図 1 一般的な単位区画の設定方法（参考例）

なお、調査対象地の外縁が東西方向および南北方向と斜交し、調査対象地縁辺部で三角形の区画が多数できることで単位区画の数が増える場合には、起点を支点として右回りに格子の線を回転させて単位区画の数が最小となるようにすることができる。なお、その場合、回転の角度を最も小さくする。

具体的には、調査対象地の長辺方向に格子の線が平行となるように回転させる場合等が想定される（図 2 参照）

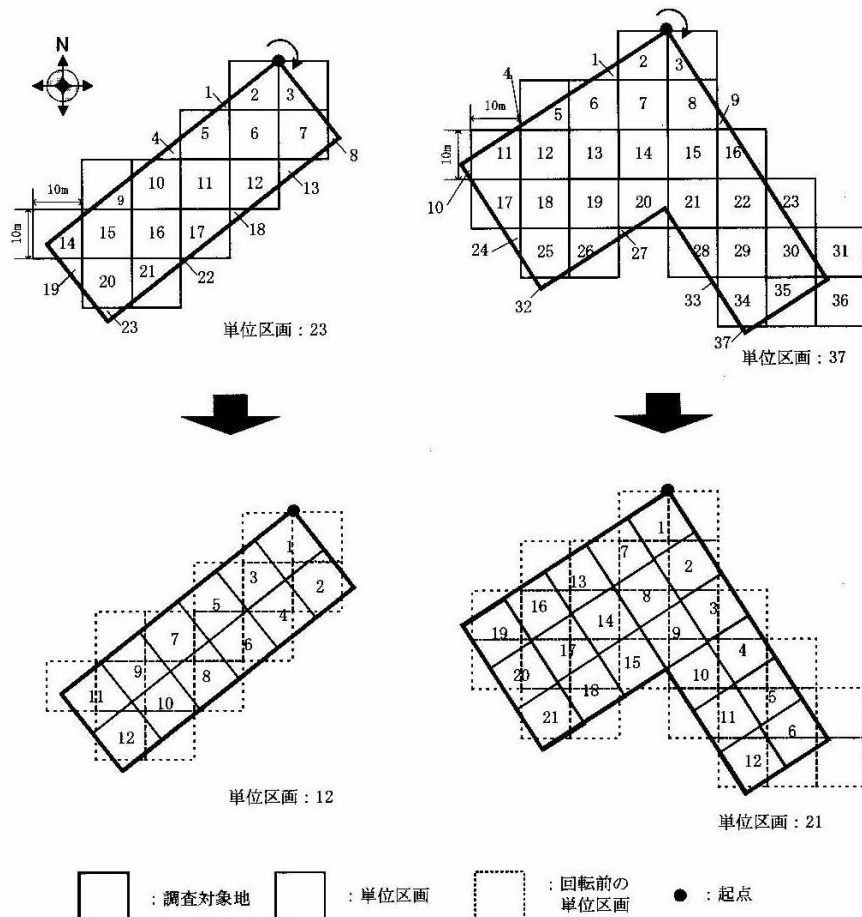


図 2 10m 間隔の格子を回転させた場合の単位区画の設定方法（参考例）

格子の線を回転させた場合でも、縁辺部には一辺が10mに満たない半端なサイズの区画が残ることがある。このような場合、隣接する区画と合わせて130㎡を超えない範囲内であれば、1つの区画に統合することができる(図2.1.3では、+、+のいずれの場合も可能)。ただし、たとえ区画面積が130㎡以下であっても、図2.1.3に示す++のように3つの単位区画を統合する等の統合した区画の長軸(区画の辺と平行な軸の最大値)が20mを超えるように統合することはできない。これは、面積が小さくても、長軸が長くなると区画の中心点が汚染の有無を示す代表点とはいえなくなるからである。

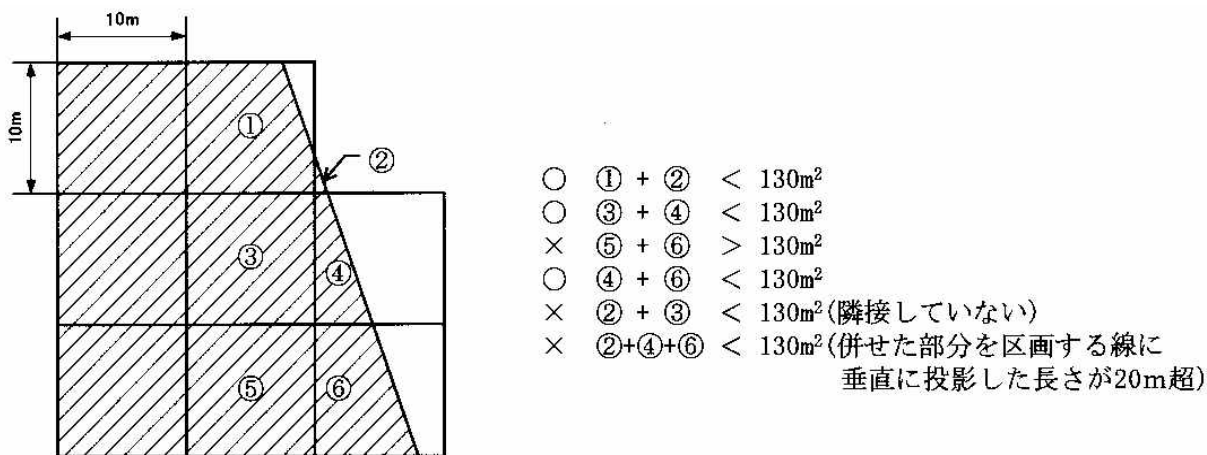


図3 縁辺部での区画統合の条件

単位区画を設定後、これらの単位区画を同じ起点により30m間隔の格子(30m格子)に区分する(図2.1.4参照)

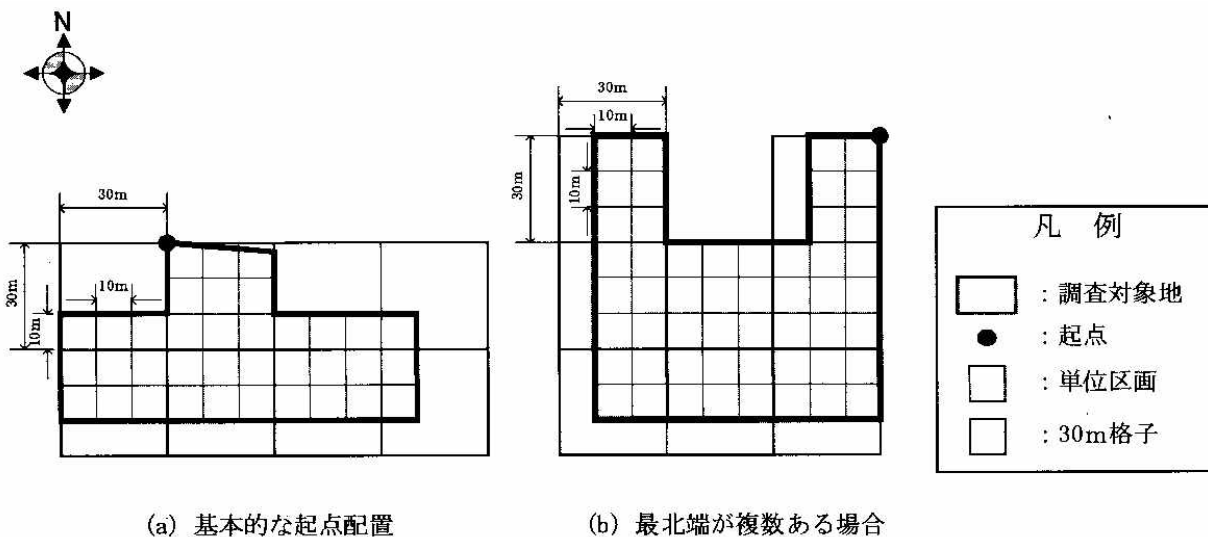


図4 30m格子の設定方法(参考例)

以上引用終わり